

# 「世界発信コンペティション」

## 募集要項

平成28年3月

### 1 趣旨

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機として、「スポーツ・健康」「バリアフリー」「環境」「観光・おもてなし」をはじめとする幅広い分野で中長期的に様々なビジネスチャンスが見込まれています。

「世界発信コンペティション」は、製品・技術、サービスの開発を促進するため、「製品・技術（ベンチャー技術）部門」「サービス部門」の2つの分野に分けてコンペティションを実施し、革新的で将来性のある製品・技術、サービスに対し、開発・販売等奨励金を交付します。

なお、昨年度まで実施していた東京都ベンチャー技術大賞は、この度世界発信コンペティション「製品・技術部門」として実施していきます。

### 2 部門

次の2部門において特に優秀と認められるものを表彰します。

- (1) 製品・技術（ベンチャー技術）部門 (2) サービス部門

### 3 募集内容

次の条件を満たす製品・技術、サービスとします。

- (1) 東京2020大会等を契機とする中長期的なビジネスチャンスに向けて開発された製品・技術、サービス  
(大会に直接使用される製品・技術、サービスに限定されるものではありません。)  
分野例：「スポーツ・健康」（高品質・高性能な競技用ウェアなど）  
「バリアフリー」（義足・装具など）  
「環境」（水素を活用したポータブル発電機など）  
「観光・おもてなし」（観光情報を網羅したマップアプリなど）  
「安全・安心、防災」（防犯カメラ・画像解析システムなど）  
「文化・教育・その他」（クールジャパンの土産品など）
- (2) 製品・技術、サービスの開発が終了し、平成28年7月1日までに日本国内において自社名義で販売又は提供を開始している製品・技術、サービス  
(中小企業団体等であれば団体名義、中小企業グループであれば、応募したグループのいずれかの企業名義)
- (3) 商品化から5年未満（平成23年7月1日以降）の製品・技術、サービス

### 4 応募資格

応募資格は、次の条件をすべて満たす都内の中小企業者です。

- (1) 都内に主たる事業所を有し事業を営む中小企業、中小企業団体等、代表企業が都内に主たる事業所を有する中小企業グループまたは個人事業主

- (2) 別紙1の業種に該当しない中小企業、中小企業団体等、中小企業グループまたは個人事業主
- (3) 応募製品・技術、サービスについての技術上・製造上の責任を負うことのできるもの
- (4) 次に掲げる除外事由に該当しないもの
  - ① 過去5年の間に公害事犯等法令に違反した事実のある企業等
  - ② その他当該事業の実施により生活環境の保全及び公衆衛生の向上に支障をきたすおそれのあるもの

※「主たる事業所」とは、具体的には次のいずれかの場合です。

- ・本店所在地が都内に登記されていて、事業活動を行っていること。
- ・上記以外の場合、法人事業税において、都内の事業所等における分割基準の割合が最も高いこと。
- ・個人事業主の場合は、確定申告書や住民票記載事項証明書により都内に主たる事業所を有すると認められるもの。

※ 中小企業団体等とは、中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業であるもの。

※ 中小企業グループとは、複数の中小企業者等で構成するグループで、次の要件をすべて満たすもの

- ・都内に主たる事業所を有する企業を代表企業として設定し、代表企業がグループを代表して応募用紙を提出の上、代表して開発・販売等奨励金を受領すること。
- ・代表企業が、グループ構成企業と共同事業の実施に係る契約等を締結していること。

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

## 5 世界発信コンペティション表彰

各賞は次のとおりです。

- (1) 大賞・・・300万円（各部門 1企業 合計2企業）
- (2) 優秀賞・・・150万円（各部門 2企業程度 合計4企業）
- (3) 奨励賞・・・100万円（各部門 2企業程度 合計4企業）
- (4) 特別賞・・・50万円（各部門10企業程度 合計20企業程度）

## 6 審査

審査は、各分野の専門家や有識者等からなる審査委員によって審査会を組織し、審査基準に基づいて行います。

### (1) 審査基準

審査基準は、「新規性・創造性」「完成度」「独自性」「市場性」「成長性」について、極めて高い水準にあると判断されるものを受賞の対象とします。

#### ①新規性・創造性

創造的なアイデアに富んだ新しい製品・技術、サービスであるか

- ・従来にない要素があり、新規性に富んでいる
- ・業界等において既に普及しているものではない
- ・高度な技術・アイデアを活用している
- ・創造的なアイデアに富んでいる

#### ②完成度

完成度の高い製品・技術、サービスであるか

- ・品質・性能において従来のものと比較して優秀である
- ・波及効果が期待できる
- ・安全性・安定度・信頼性が高い
- ・使用環境への配慮が行き届いている

#### ③独自性

自社で開発した製品・技術、サービスであるか

自社の製品・技術、サービスとして独占的に活用しているか（知的財産権の活用等）

#### ④市場性

市場性の高い製品・技術、サービス開発であるか

- ・社会のニーズに込えている
- ・価値に見合う価格である
- ・量産に適している
- ・経済的効果が期待できる

#### ⑤成長性

応募製品・技術、サービスにより事業や雇用が拡大できるか

地域の産業の発展を導いているか

### (2) 審査方法

#### ①一次審査（書類審査）

応募されたすべての製品・技術、サービスについて、応募時に提出していただく資料によって試験研究機関等による一次審査を行います。

#### ②二次審査（プレゼン審査）

一次審査を通過した製品・技術、サービスについて、部門別の二次審査をプレゼン形式で行います。

ア 以下の資料の写しを提出いただく場合があります。

- ・法人事業税に関する書類  
「確定申告書」（第6号様式）  
「課税標準の分割に関する明細書」（第10号様式） 等

(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/shomei/index-z1.htm>)

- ・その他 事業所等の所在地確認書類など
- イ 大型製品・技術、サービスの応募などにより搬入が不可能な場合は、製品に代え写真（サイズ自由）、および製品・技術、サービスの特徴をわかりやすく示す資料を提出してください。
- ウ 審査補足資料として、品質、性能、安全性などに関する試験成績書や取扱説明書、使用環境、稼働状態などを示す資料などを求める場合があります。
- エ 審査会場へ製品等を宅配便などで送りつけることはできません。
- オ 二次審査の結果、必要に応じて知的財産権の確認や、本社・製造工場等への企業訪問を行う場合があります。

### ③三次審査（表彰候補審査）

二次審査を通過した製品・技術、サービスについて、各部門の専門家と推進協議会委員が審査を行い、受賞候補を決定します。三次審査は非公開です。

### ④審査結果

三次審査終了後、順次通知する予定です。

## **7 表彰式（予定）**

2016年の「世界発信コンペティション」受賞製品・技術、受賞サービスの発表は、『産業交流展2016』会場で行う予定です。また、表彰式において、大賞・優秀賞・奨励賞受賞者につきましては、会場内特設ステージで東京都知事から表彰状及び副賞の贈呈を行います。

表彰式のご連絡は、最終結果を応募者に通知する際に、あわせて送付します。

月 日：平成28年10月31日（月）（予定）

会 場：『産業交流展2016』（東京ビッグサイト・江東区有明3丁目）

## **8 広報活動等**

### **（1）展示会の開催**

二次審査を通過した製品・技術、サービスは、東京ビッグサイトで開催される「産業交流展2016」において公開されます。10月31日から11月2日の3日間、小間料はコンペティション主催者の負担で、ブースを設け応募者に出展いただきます。

交流展における展示は、二次審査を通過した製品・技術、サービスのうち、応募者の承諾を得たものだけに限ります。

### **（2）製品・技術、サービス情報の取り扱い**

二次審査を通過した製品・技術、サービスについては、応募用紙に記載されている情報を、表彰式や報告書などの公表用データとして使用します。応募時以降に応募用紙の記載事項について変更が生じた場合は、速やかに「記載変更届」を提出して下さい。

なお、受賞された場合は、受賞者の承諾を得た範囲で、その製品・技術、サービスの情報が一般に公開されます。

### **（3）パンフレットの発刊**

すべての受賞製品・技術、受賞サービスをまとめたパンフレットを発刊する予定です。

受賞した製品・技術、サービスについては掲載に必要な写真と原稿の提出をお願いします。

#### (4) その他広報活動

東京都産業労働局ホームページ (<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/>) や中小企業世界発信プロジェクトホームページ (<http://www.sekai2020.jp>) において表彰式の模様とすべての受賞企業名・製品名等を公開します。また、東京都の主催する展示会などで広報を行います。

### 9 受付方法

#### (1) 応募締切

平成28年5月16日(月)17時必着 受付は、平日9時～12時、13時～17時の間

#### (2) 提出方法

持参または郵送、宅配便等(応募締切日までに必着)

#### (3) 必要な書類

①応募用紙 ※代表者印を必ずご捺印ください。	<u>3部</u> (正本1部、写2部)
②履歴事項全部証明書 (個人事業主の方は「確定申告書」の写しと「住民票記載事項証明書」) (中小企業団体等の場合は組合の定款、組合員名簿及び総会議事録)	<u>3部</u> (正本1部、写2部)
③最近2営業期間の損益計算書、貸借対照表、決算書 ※無い場合は、事業内容と事業用資産の概要を記載した書類 (中小企業団体等の場合は、組合の最近2営業期間の損益計算書、貸借対照表、決算書類)	<u>各3部</u>
④製品・技術、サービスのカタログ・パンフレット ※作成していなければ提出不要 ※3部のうち2部は、複写でも結構です。ただし、カラーの資料がある場合は、可能な限りカラーで複写のうえ添付してください。	<u>各3部</u>
⑤知的財産に関する書類の写し (出願明細書、公開公報、実施許諾契約書 等)	<u>各3部</u>

※提出された書類等は返却いたしません。

※全ての書類は、原則A4サイズでご提出願います。

※中小企業グループの場合、グループ全員の①～③及び共同事業の実施にかかる契約書等の写しが必要です。

#### (4) 提出先

【製品・技術(ベンチャー技術)部門】

①東京都 産業労働局 商工部 創業支援課 創業支援係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1  
東京都庁第一本庁舎 30階中央  
【最寄駅】 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」、JR「新宿駅」ほか

【サービス部門】

②公益財団法人 東京都中小企業振興公社 世界発信プロジェクト担当  
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-1-3 住友商事神田和泉町ビル 9F  
【最寄駅】 JR「秋葉原駅」ほか

**(5) 注意事項**

- ①応募製品・技術、サービスについての技術上・製造上の責任を負うことのできる中小企業者による応募とします。
- ②応募には所定の応募用紙をお使いください。
- ③応募用紙は、所定の用紙に準じてパソコン等を用いて作成していただいても結構です。

**(6) その他**

- ①特許権などの取り扱い  
特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性などに関する責任は、応募者が負うものとします。
- ②書類不備の取り扱い  
書類に不備がある場合は、再提出を求めることがあります。また、指定期間内に書類が整備されない場合には無効となります。
- ③申込み情報の取り扱い
  - ・都が行う各種事業のご案内送付やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
  - ・上記業務以外での第三者への情報提供は行いません。
- ④受賞の取り消しについて  
受賞企業が以下のいずれかに該当した際は、受賞を取り消す場合があります。
  - ・大賞の目的を著しく損なうような行為若しくは虚偽の事実や記載があったと認められる場合。
  - ・法令違反など、社会通念上受賞企業とすることがふさわしくなく、また公益財団法人東京都中小企業振興公社及び東京都の事業に対する信用を失墜させる行為があったと認められる場合。
  - ・受賞製品・技術、受賞サービスについて、特許権等の侵害など重大な障害があると認められる場合。
  - ・ロゴマーク取扱要領の規定に反するロゴマークの使用が認められる場合。

**10 2016年開催スケジュール（予定）**

応募受付期間・・・・・・・・・・ 3月上旬～5月16日（月）  
一次審査（書類審査）・・・・・・・・ 5月中旬～6月初旬  
二次審査・・・・・・・・・・・・・ 7月中旬～7月下旬  
企業訪問等・・・・・・・・・・・・・ 8月上旬～8月中旬  
三次審査（表彰候補審査）・・・・ 8月下旬

大賞決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9月下旬  
表彰式・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10月31日(月)(予定)

## **1.1 受賞者に対する支援**

- (1) 二次審査を通過した製品・技術、サービスについては、東京ビッグサイトで開催される「産業交流展2016」に小間料についてコンペティション主催者負担でブースを設け、PRを行っていただきます。
- (2) 産業労働局ホームページや中小企業世界発信プロジェクト2020ホームページ等で受賞製品・技術、受賞サービスを紹介するPR動画を作成するほか、パンフレットを作成し、関係団体等に配布します。
- (3) 希望する受賞企業は、受賞製品等PRのために受賞ロゴマークを使用することができます。
- (4) 販路拡大を目指す企業者の方々には、ビジネスナビゲータ(マーケットサポート事業)への紹介を行います。
- (5) 都の制度融資「産業力強化融資(チャレンジ)」に申込みをすることができます。  
(ただし、保証協会の審査があり、融資を受けられない場合もあります。)
- (6) その他、公益財団法人東京都中小企業振興公社等の各種施策を通じて、経営及び技術面でのアドバイス、マーケティング支援を行います。

## **1.2 事務局**

### **【製品・技術(ベンチャー技術)部門】**

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課 創業支援係  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1  
東京都庁第一本庁舎30階中央  
電話 (03) 5320-4763  
FAX (03) 5388-1462

### **【サービス部門】**

公益財団法人 東京都中小企業振興公社 世界発信プロジェクト担当  
住所 〒101-0024  
東京都千代田区神田和泉町1-13 神田和泉町ビル9F  
電話 (03) 5822-7239  
FAX (03) 5822-7238

別紙 1

応募対象外業種（平成25年10月改定「日本標準産業分類」による）

(1)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により規制の対象となるもの
(2)金融業・保険業
(3)競輪・競馬等の競走場、競技団
(4)芸ぎ業、芸ぎ斡旋業
(5)興信所
(6)集金業、取立業
(7)易断所、観相業、相場案内所
(8)宗教団体
(9)政治・経済・文化団体
(10)行政サービス
(11)その他公序良俗に反する事業